

## 知多市職員用パソコン広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、知多市広告掲載要綱（平成21年知多市告示第8号。以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、職員用パソコンの広告の掲載の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員用パソコン 市が管理し、市の内部事務系ネットワークに接続されているパソコンをいう。
- (2) 広告 職員用パソコンに掲載する広告をいう。
- (3) 広告主 職員用パソコンに掲載する広告により、自らの商品やサービス、事業等を宣伝する者をいう。

### (広告の枠数等)

第3条 広告の枠数は3を上限とし、1枠に2枚の画像まで掲載可能とする。

### (広告の画像の規格)

第4条 職員用パソコンに掲載する広告の画像の規格は、次のとおりとする。

大きさ	横800ピクセル×縦600ピクセル/枚
ファイル形式	JPEG形式
データ容量	300キロバイト以下/枚
その他	静止画のみ、インターネットリンク不可、音声出力不可

### (広告の掲載場所、表示頻度及び表示時間)

第5条 広告の掲載場所、表示頻度及び表示時間は、次のとおりとする。

- (1) 掲載場所は、職員用パソコンのログオン時及びログオフ時に表示される画面の中央部分とする。
- (2) 表示頻度は、広告（最大3枠）のうち一つをログオン時及びログオフ時に乱数により選択し表示する。
- (3) 表示時間は、10秒間とし、広告の画像が2枚の場合は5秒ずつ表示する。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は1か月単位とし、広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、複数月を指定した申込みをすることができる。ただし、連続する掲載期間は、12か月を限度とし、年度を超える期間を指定することはできないものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1枠当たり月額5,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(広告の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、知多市職員用パソコン広告掲載申込書（第1号様式）に、掲載しようとする広告案を添えて、市長が指定する期間内に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の申込書を受理したときは、要綱第3条及び別に定める知多市広告掲載審査基準に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、枠数の上限を超える申込みがあった場合は、広告掲載期間が長い広告を優先するものとし、広告掲載期間が同一の場合は、申込み順序により決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、知多市職員用パソコン広告掲載可否決定通知書（第2号様式）により広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する方法により提出するものとする。

(広告掲載料の納付等)

第11条 広告主は、市長が指定する期日までに第7条に規定する広告掲載料を一括前納するものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の許可を取り消すことができる。

- (1) 広告主が指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。
- (2) 広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (3) 広告主が虚偽の申請をしたとき。
- (4) 広告主が書面により広告掲載の取下げを申し出たとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員用パソコンへの広告掲載が適当でないと市長が判断したとき。

2 前項の規定により広告掲載の許可を取り消したときは、広告主に損害が生じても、市長はその賠償の責を負わない。この場合において、納付済みの広告掲載料は、還付しない。

(広告掲載料の還付)

第13条 広告主の責に帰さない理由により、広告を掲載することができなかった場合は、その全部又は一部を還付することができる。

2 前項の規定により広告掲載料の還付を受けようとする者は、知多市職員用パソコン広告掲載料還付申請書（第3号様式）により市長に請求するものとする。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

知多市職員用パソコン広告掲載申込書

年 月 日

知多市長 様

申込者 所在地

名 称

代表者氏名

電話番号

知多市職員用パソコン広告掲載要領第8条の規定により、次のとおり職員用パソコンへの広告掲載を申し込みます。

広告の内容	
申込期間	年 月から 年 月までの か月
広告掲載料	金 円
遵守事項等	1 知多市の定める広告掲載に関する各規定を遵守します。 2 知多市税の滞納はありません。広告掲載に関して必要のあるときは、知多市が納税状況等について調査することに同意します。

備考 掲載しようとする広告案を添付してください。

第2号様式（第9条関係）

知多市職員用パソコン広告掲載可否決定通知書

第 号  
年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付けで申込みのあった職員用パソコンへの広告掲載については、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	掲載する。 掲載しない。 (理由 )
広告掲載期間	年 月から 年 月までの か月
広告掲載料	金 円
納付期限	年 月 日

第3号様式（第13条関係）

知多市職員用パソコン広告掲載料還付申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

電話番号

知多市職員用パソコン広告掲載要領第13条の規定により、次のとおり職員用パソコン広告掲載料の還付を申請します。

決定通知日	年 月 日	決定通知番号	第 号
広告掲載期間	年 月から 年 月までの か月		
既納掲載料	円	還付申請額	円
申請理由			
還付金振込先	金融機関名	支店名	預金種目 普通・当座
	口座番号	フリガナ 口座名義	